

加 須 市

市 有 地 の 売 払 い

一 般 競 争 入 札 実 施 要 領

【令和7年3月25日実施】



お問い合わせ

加須市 総合政策部 管理契約課

〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1

電 話 0480-62-1111 内線396

F A X 0480-62-5981

E-mail kanri@city.kazo.lg.jp

* 加須市のホームページでも情報提供を行っております。

目 次

1	一般競争入札による売払いの流れ.....	1
2	市有地の売払い一般競争入札実施要領.....	2
(1)	入札対象物件.....	2
(2)	入札参加者の資格.....	2
(3)	契約条件.....	3
(4)	入札物件の現地調査.....	3
(5)	入札の参加申込み.....	3
(6)	入札保証金.....	4
(7)	入札及び開札の日時等.....	5
(8)	入札方法等.....	5
(9)	入札の無効.....	6
(10)	落札者の決定.....	6
(11)	契約の締結.....	6
(12)	契約保証金.....	6
(13)	売買代金の納付.....	7
(14)	土地の引渡し及び所有権の移転.....	7
(15)	契約の解除.....	7
(16)	その他.....	7
3	物件調書・位置図.....	8
4	様式.....	12
(1)	一般競争入札・抽選参加申込書（様式第2号）.....	13
(2)	個人情報等の確認に係る同意書（様式第3号）.....	14
(3)	誓約書（様式第4号）.....	15
(4)	入札保証金還付請求書（様式第5号）.....	16
(5)	入札書（様式第6号）.....	17
(6)	委任状（様式第7号）.....	19
(7)	土地売買契約書（様式第18号）.....	20
(8)	住宅分譲実績調書（別記様式）.....	23

1 一般競争入札による売払いの流れ

入札参加申込

受付期間：令和7年2月3日（月）～3月18日（火）（土日祝日は除く。）
受付時間：午前9時00分～午後5時00分（正午～午後1時を除く。）
受付場所：加須市役所 管理契約課（本庁舎3階）



入札保証金の納付

納付期間：入札参加申込後（納入通知書を受け取った日）～令和7年3月21日（金）
納付金額：入札金額の100分の5以上を加須市指定金融機関で納付
*入札保証金は、落札者の場合は、契約保証金に充当し、落札者以外の場合は、還付します。



入札・開札
契約説明会

日時：令和7年3月25日（火）
受付：午前10時00分～午前10時30分
入札：午前10時30分～
開札：入札終了後
契約説明会：開札終了後
場所：加須市役所 5階 506会議室



売買契約の締結
契約保証金の納付

契約時期：加須市普通財産売払決定通知書を受けた日から5日以内
納付時期：契約と同時
納付金額：売買代金の100分の10以上を加須市指定金融機関で納付
*売買代金を契約時期までに、一括して完納する場合を除く



売買代金の納付

納付期間：契約締結の日から30日以内
納付金額：売買代金の全額（契約保証金を充当する場合は、その残額）

関係法令の
手続き着手

農地法の手続（農業委員会事務局）
許可：申請書の受付は毎月1日締め。許可書交付は翌月5日、届出：随時受付
都市計画法の手続（建築開発課）
※事前協議から許可書の交付までは通常3箇月程度かかります。
※農地法の農地転用と都市計画法の開発行為の許可は同日となります。



物件の引渡し

引渡時期：売買代金の完納並びに都市計画法及び農地法の手続きが全てが完了した後



所有権移転登記

加須市による所有権移転嘱託登記

2 市有地の売払い一般競争入札実施要領

令和7年3月25日（火）に加須市が行う‘市有地の売払い’の入札に参加される方は、次の事項を御確認のうえ、入札に参加してください。

(1) 入札対象物件

物件番号	所 在	登記 地目	地積（㎡） （実測値）	予定価格
R 6 - 1	加須市花崎字江橋 388 番 1	田	697.03	23,286,027 円
	加須市花崎字江橋 389 番 1	田	850.42	
	合計		1,547.45	
R 6 - 2	加須市騎西字町並 1151 番 3	畑	447.10	7,817,316 円
	加須市騎西字町並 1298 番 15	雑種地	1.79	
	加須市騎西字町並 1298 番 16	用悪水路	52.22	
	合計		501.11	

※詳細は、別添「物件調書」を御確認ください。

(2) 入札参加者の資格

- ① 入札は、個人・法人を問わず参加できます。ただし、次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができません。
 - ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ㉞ 故意に入札に付する不動産を損傷し、その価値を減少させた者
 - ㉟ 入札に係る公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ㊱ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ㊲ 入札の実施に当たり担当者の職務の執行を妨げた者
 - ㊳ 正当な理由がなく契約の履行をしなかった者
 - ㊴ 市に提出した入札に係る書類に虚偽の記載をした者
 - ㊵ ㉞から㊴に掲げるいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 地方自治法第238条の3第1項（昭和22年法律第67号）に規定する公有財産に関する事務に従事する加須市の職員
 - エ 国税又は地方税を滞納している者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらとの関係が認められる者
 - カ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体及びその構成員
 - キ 物件の購入目的が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務に当たる者
 - ク オからキに該当する者から委託を受けた者
 - ケ その他市長が不適当と認めた者

② 分譲を目的とした専用住宅の敷地に供する用途として物件を取得する場合は、次の条件を満たしている者であること。

ア 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条に規定する免許を有している者であること。

イ 令和3年度から令和5年度の3年度間、加須市内において住宅分譲(都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)第29条の許可を受けた者が住宅を販売したものに限り。)の実績が2件以上ある者であること。

(3) 契約条件

① 物件の用途条件

物件の用途条件は、次のとおりとします。

物件番号	所 在	用 途
R6-1	加須市花崎字江橋 388 番 1 外1筆	① 分譲を目的とした専用住宅の敷地に供する用途
R6-2	加須市騎西字町並 1151 番 3 外2筆	① 分譲を目的とした専用住宅の敷地に供する用途 ② 自己の居住を目的とした専用住宅の敷地に供する用途

※ 住宅を造成する際の整地、区画道路、周辺道路等の整備については、買受者の負担により整備いただくものになります。

※ 農地法(昭和27年7月15日法律第229号)、都市計画法その他関係法令の調査、協議、手続きに関する費用等は買受者に負担いただくものになります。

② 公序良俗に反する使用の禁止等

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団その他反社会的団体の活動その他これに類する用途に使用しないこと。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同項第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する用途に使用しないこと。

ウ 物件の利用に当たり関係法令を遵守すること。

エ 物件を譲渡する場合は、アからウまでの義務を書面により譲受人に承継すること。

③ 実地調査等

ア 市が必要があると認めるときは、契約締結後に、②のアからエに定める事項について、買受者に対し実施調査を行い、又は報告及び資料の提出を求めることができるものとします。

イ 買受者は、正当な理由なくアに定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告及び資料の提出を怠ってはならないものとします。

④ ①から③までに定めるほか、契約の条件については、別添の土地売買契約書のとおりになりますので、内容をよく御確認のうえ、入札に参加してください。

(4) 入札物件の現地調査

入札に参加しようとする方は、別添「物件調書」を御確認のうえ、入札参加申込み前までに必ず現地調査をしてください。

また、物件調書はあくまで参考となり現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして、現況及び法令上の制限等を十分に御確認いただいたうえで入札に参加してください。

(5) 入札の参加申込み

入札に参加しようとする方は、事前に申込みが必要となります。受付期間内に関係書類を直接御持参ください。なお、電話やファクシミリ、電子メール、郵送による申込みは受け付けておりません。

市指定様式は、加須市ホームページからダウンロードしていただくか、加須市役所本庁舎3階管理契約課にて配布します。

- ① 受付期間 令和7年2月3日(月)～3月18日(火)まで(土日祝日を除く。)
- ② 受付時間 午前9時00分～午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)
- ③ 受付場所 加須市役所 本庁舎3階 管理契約課(加須市三俣二丁目1番地1)
- ④ 提出書類

書類名	必要部数	備考
一般競争入札・抽選参加申込書(様式第2号)	1部	・実印を押印してください。
【法人が申請の場合】法人登記事項証明書	1部	・申込日前3箇月以内に発行されたもので現状を反映しているもの
【個人が申請の場合】住民票	1部	・申込日前3箇月以内に発行されたもので現状を反映しているもの ・個人番号(マイナンバー)の記載のないもの
印鑑登録証明書又は印鑑証明書	1部	・申込日前3箇月以内に発行されたもので現状を反映しているもの
国税の納税証明書及び本市の市税の完納証明書	1部	国税【法人向け】納税証明書(その3の3) 【個人向け】納税証明書(その3の2)
	※1部	市税完納証明書 ※加須市の市税が課税されていない個人及び法人の場合は不要 ※個人情報等の確認に係る同意書(様式3号)を提出される場合は、市税の完納証明書の添付は不要
個人情報等の確認に係る同意書(様式3号) (個人が入札に参加する場合であり、かつ、市税の完納証明書の添付を省く場合)	※1部	・実印を押印してください。
誓約書(様式4号)	1部	・実印を押印してください。
入札保証金還付請求書(様式5号)	1部	・請求書の日付は令和7年3月25日としてください。
【分譲を目的とする場合】宅地建物取引業法第3条に規定する免許の写し	1部	
【分譲を目的とする場合】住宅分譲等履歴書(別記様式)	1部	・都市計画法第29条の開発行為の許可書の写しを添付してください。

※ 落札された場合、一般競争入札・抽選参加申込書に記載された申込者の氏名(名称)が売買契約書及び登記の名義となります。

※ 提出書類は返却しません。

- ⑤ 入札・抽選参加申込受付票の交付

入札参加の申込みの受付後、「入札・抽選参加申込受付票」をお渡しします。受付票は入札の際に必要となりますので、大切に保管してください。

(6) 入札保証金

- ① 入札保証金の納付等

ア 入札に当たっては、入札金額の100分の5以上（100円未満切上げ）に相当する入札保証金の納付が必要となります。

イ 入札保証金の額は、入札者が決定し、一般競争入札・抽選参加申込書の所定の欄へ記入してください。

なお、入札保証金の額が入札金額の100分の5未満であった場合は、失格となりますので御注意ください。

ウ 入札保証金の納入通知書は、参加申込みの受付後、市から郵送いたします。指定された期日までに納入通知書記載の加須市指定金融機関の窓口で納付してください。

エ 入札保証金を納付すると金融機関から領収日を押印した納入通知書兼領収書が返却されます。領収書は、入札の際に入札保証金の納付を確認する書類として必要となりますので、大切に保管のうえ、入札当日に御持参ください。

② 入札保証金の還付等

ア 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の口座へ振込みにより還付します。なお、還付には入札終了後3週間程度かかりますので、あらかじめ御了承ください。

イ 入札保証金には、利息は付しません。

ウ 落札者の入札保証金は、加須市契約規則（平成22年規則第57号）第20条第2項の規定により、契約保証金に充当します。

(7) 入札及び開札の日時等

① 入札期日 令和7年3月25日（火）

② 受付時間 午前10時00分～午前10時30分

③ 入札時間 R6-1（加須市花崎字江橋388番1外）：午前10時30分から
R6-2（加須市騎西字町並1151番3外）：午前10時40分から

④ 開札時間 入札締切り後、即時

⑤ 場所 加須市役所 5階 506会議室

⑥ 入札日に持参するもの

ア 入札・抽選参加申込受付票

イ 入札保証金納入通知書兼領収書

ウ 入札書

エ 入札用封筒

オ 委任状（代理人の方が参加される場合のみ。代理人の印は認印可）

カ 本人（申込者・代理人）であることを証する書類（運転免許証、パスポート、個人番号カード等）

キ 印鑑（書類の訂正には印鑑（訂正印）が必要となります。）

(8) 入札方法等

① 入札方法

ア 入札参加者は、本市指定の入札書に必要事項を記入し、入札用封筒に1部封かん・封印のうえ、入札箱に投入してください。

イ 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、入札当日の受付時に委任状を御提出ください。

ウ 入札者は、提出した入札書を書換えし、引換えし、又は撤回することはできません。

② 入札書の記入方法

- ア 入札参加申込者本人が入札する場合は、本市指定の入札書に入札者の住所、氏名又は名称及び代表者を記入のうえ、申込者本人の実印を押印してください。
- イ 代理人が入札する場合は、本市指定の入札書に入札者（委任者）の住所、氏名又は名称及び代表者の記入に加え、代理人の氏名を記入のうえ、代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑に限る。）を押印してください。
- ウ 入札金額は、物件の価額の総額を算用数字（0，1，2，3…）を用いて表示してください。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札者の押印のない入札書
- ② 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書
- ③ 一般競争入札・抽選参加申込書の押印と異なる印を使用した入札書又は代理人にあっては委任状の押印と異なる印を使用した入札書
- ④ 押印された印影が明らかでない入札書
- ⑤ 入札に参加する資格がない者の行った入札書
- ⑥ 記載すべき事項の記入がない、又は明らかでない入札書
- ⑦ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率に達しない者がした入札
- ⑧ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- ⑨ 他の入札者の代理を兼ねた者がした入札
- ⑩ 2通以上の入札書を提出した者又は2以上の者の代理をした者がした入札
- ⑪ 入札保証金の納入通知書兼領収書の提示のない者の入札
- ⑫ 所定の入札書の様式以外の用紙を使用して行った入札
- ⑬ 予定価格に達しない入札

(10) 落札者の決定

- ① 落札者は、開札の結果、市の予定価格以上の最高の価額をもって入札をした者とします。
- ② 落札となるべき最高の価額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、この者に代えて入札事務に関係のない当市職員がくじを引き決定します。この場合は異議を申し立てることはできません。

(11) 契約の締結

- ① 落札者に対して、全ての入札が終了した後に契約手続についての説明を行います。落札者又はその代理人は、必ず参加してください。
- ② 落札者には、後日、市から「加須市普通財産売払決定通知書」を送付します。
- ③ 契約の締結は、②の通知を受領した日から5日以内に行います。落札者がこの期日以内に売買契約の締結をしない場合は、当該入札は無効となり、入札保証金は当市に帰属します。
- ④ 契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。

(12) 契約保証金

- ① 落札者は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上（100円未満切上げ）の額から入札保証金を控除した額を当市が発行する納入通知書により納付してください。ただし、契約の締結と

同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

- ② 契約保証金は、売買代金に充当することができます。

(13) 売買代金の納付

- ① 売買代金は、契約締結と同時に全額を支払う場合を除き、市の発行する納入通知書により、契約締結の日から30日以内一括納付してください。
- ② 買受人が①に定める期限内に売買代金を完納しない場合には、契約を解除し、契約保証金は市に帰属します。

(14) 土地の引渡し及び所有権の移転

- ① 買受人が、物件について次の全ての手続きが完了したときに所有権の移転があったものとし、遅滞なく物件を現状で引き渡します。
 - ア 売買代金（売買代金の支払が遅延した場合は、違約金を含む。）の完納
 - イ 都市計画法第29条の許可
 - ウ 農地法第5条の許可又は届出
- ② 所有権移転登記は、物件の引き渡し後、市が行います。
- ③ 所有権移転登記に関する一切の費用は、落札者の負担となります。

なお、所有権移転登記に必要なものは、概ね次のとおりです。

 - ア 住民票（法人の場合は不要です。）
 - ※登記予定日（①のアからウまでの手続きが全て完了した日）前3箇月以内に発行されたもの
 - イ 登録免許税（収入印紙による）
 - ウ 売買代金完納を示す書類（納入通知書兼領収書）の写し
 - エ 都市計画法第29条の許可書の写し
 - オ 農地法第5条の許可書又は届出書の写し

(15) 契約の解除

市は、買受人が次のいずれかの要件に該当したときは、催告をしないで契約を解除します。

- ① 契約の各条項に違反したとき。
- ② この要領に記載された入札参加条件を偽る等、不正な行為により契約を締結したとき。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員であると認められるとき、及びそれらとの関係が特に認められるとき。

(16) その他

- ① この要領に定めのない事項については、加須市契約規則、加須市普通財産売却事務取扱要領等の定めるところによります。なお、この規則等は、市ホームページで閲覧できます。
- ② 物件の引渡しは、現況有姿とします。必ず御自身において、事前に現地等の調査確認を行ってください。
- ③ 物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、全て買受人において行ってください。
- ④ 越境物等に関する隣接地土地所有者等との協議は、全て買受人において行ってください。
- ⑤ 物件に適用される法令や条例等については、事前に関係機関に御相談ください。

3 物件調書・位置図

		R 6 - 1		
物件調書				
所在及び地番		地目	登記地積	
加須市花崎字江橋388番1		田	697㎡	
加須市花崎字江橋389番1		田	850㎡	
計			1,547㎡	
対象不動産の状況	利用状況	更地		
	街路条件	画地西側で現況幅員約18.5mの舗装市道171号線(建築基準法第42条第1項第1号該当)に接する。		
	交通・接近条件	最寄交通施設	東武伊勢崎線「花崎駅」まで約500m	
		利便施設	カスミ花崎店まで約1,500m	
		公共公益施設	加須市立花崎北小学校まで約1,400m	
	環境条件	供給処理施設	上水道は西側道路に本管DIPφ200mmが埋設され、取出なし。下水道は埋設なし。	
		自然的条件	ほぼ平坦地	
	行政的条件	用途地域	市街化調整区域、都市計画法第34条11号(建ぺい率:60%、容積率200%)	
	画地条件	間口	約36.4m	
		奥行	約42.5m	
形状		ほぼ整形の画地		
高低		道路面と高低差あり。		
その他	物件は、現況有姿による引き渡しとなります。			
埋蔵文化財の有無及びその状態	対象不動産は周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。			

※物件調書はあくまで参考となり現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして、現況及び法令上の制限等を十分に御確認したうえで入札に参加してください。

位置図

加須市花崎字江橋388番1、389番1

位置図



R 6 - 2

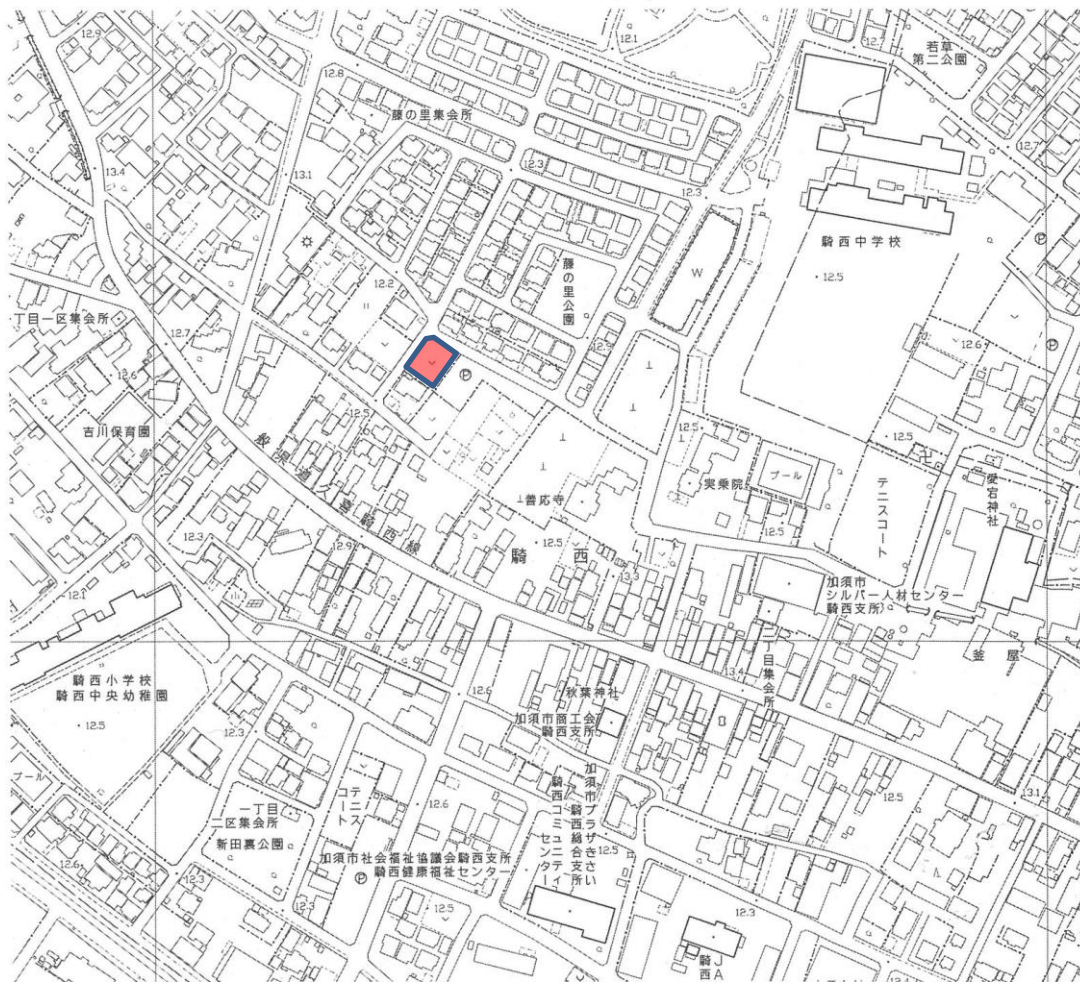
物件調書

所在及び地番	地目	登記地積
加須市騎西字町並1151番3	畑	447㎡
加須市騎西字町並1298番15	雑種地	1.79㎡
加須市騎西字町並1298番16	用悪水路	52㎡
計		500.79㎡

対象 不 動 産 の 状 況	利用状況	更地		
	街路条件	画地西側で現況幅員約6mの舗装市道3315号線(建築基準法第42条第1項第1号該当)、北側で現況幅員約6mの舗装市道3315号線(建築基準法第42条第1項第1号該当)に接する。		
	交通・接近条件	最寄交通施設	東武伊勢崎線「加須駅」まで約3,400m	
		利便施設	スーパーまるたけ騎西店まで約600m	
		公共公益施設	加須市立騎西小学校まで約400m	
	環境条件	供給処理施設	上水道:北側・西側市道に本管DIPφ100mmがそれぞれ埋設され、取出しなし。 下水道:北側・西側道路に本管Vuφ250mmが埋設され、取付管Vu150mm及び公共ますが西側本管から3箇所設置あり。 接続には受益者負担金等が必要になります。	
		自然的条件	平坦地	
	行政的條件	用途地域	市街化区域 第一種住居地域 (建ぺい率60%、容積率200%)	
	画地条件	間口	北側約21m	
		奥行	約23m	
形状		ほぼ整形の角画地		
高低		道路面とほぼ等高		
その他	物件は、現況有姿による引き渡しとなります。			
埋蔵文化財の有無及びその状態	対象不動産は周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。			

※物件調書はあくまで参考となり現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして、現況及び法令上の制限等を十分に御確認したうえで入札に参加してください。

加須市騎西字町並1151番3、1298番15、1298番16



4 様式

- (1) 一般競争入札・抽選参加申込書（様式第2号）
- (2) 個人情報の確認に係る同意書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 入札保証金還付請求書（様式第5号）
- (5) 入札書（様式第6号）
- (6) 委任状（様式第7号）
- (7) 土地売買契約書（様式第18号）
- (8) 住宅分譲等履歴書（別記様式）

一般競争入札・抽選参加申込書

年 月 日

加須市長 様

申込者 住所 (所在地)

氏名 (名称、代表者氏名)

※ 押印は実印とする

印

電話番号

加須市普通財産売払事務取扱要領第10条の規定により、加須市所有の土地の売払いの一般競争入札・抽選に参加したいので、次のとおり申し込みます。

売払物件の所在地	<input type="checkbox"/> R6-1 (加須市花崎字江橋388番1外1筆) <input type="checkbox"/> R6-2 (加須市騎西字町並1151番3外2筆) ※参加する物件に <input checked="" type="checkbox"/> してください。		
地目又は用途		地積又は床面積 (㎡)	
入札保証金の額	R6-1 (加須市花崎字江橋388番1外1筆) _____ 円 R6-2 (加須市騎西字町並1151番3外2筆) _____ 円 ※ 入札金額の100分の5以上。これに満たない場合は失格となります。		
受付年月日	※	受付番号	※
※印の欄は記入しないでください。			

添付書類

- ・ 法人の場合は、登記事項証明書、印鑑証明書 ・ 誓約書 (様式第4号)
- ・ 個人の場合は、住民票、印鑑登録証明書 ・ その他市長が必要と認める書類及び図面
- ・ 国税の納税証明書及び本市の市税に係る完納証明書 (※)
- ・ 個人情報等の確認に係る同意書 (様式第3号) (※)

※個人情報等の確認に係る同意書を提出する場合は、本市の市税に係る完納証明書の添付を省略することができます。

入札・抽選参加申込受付票		年 月 日
受付番号		
注意事項	・ 入札 (抽選) 日に確認のため本受付票を御持参ください。 ・ 紛失された場合の再交付はしませんので大切に保管してください。	

個人情報等の確認に係る同意書

年 月 日

加須市長 様

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称、代表者氏名)

※ 押印は実印とする

㊟

代理人 住所

氏名

㊟

加須市普通財産売払申込に当たり、私（申請者）は、市が次の個人情報（法人の場合は当市における納税情報）を確認することについて同意します。

確認をする個人情報等の種類

- 1 納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）の納付状況

市記入欄

確認内容		確認者印	備考
納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）の納付状況	滞納なし ・ 滞納あり		

誓 約 書

加須市普通財産売払事務取扱要領第10条（又は第17条）に規定する一般競争入札（又は抽選）について、市が関係法令及び同要領の規定に基づき執行する入札（又は抽選）の手続きを遵守し、入札（又は抽選）結果及びその後の契約内容等には、一切異議を申し立てません。

参加に当たり、加須市普通財産売払事務取扱要領第12条に規定する参加資格を有しない者には該当しておりません。万が一、規定する事項に該当するに至った場合は、当該入札（又は抽選）への参加資格がないとする市の決定に異存はありません。

また、当該入札の落札者（又は抽選の当選者）に決定した場合は、市の指示に従い、速やかに契約等の手続を履行するとともに、自らの契約の不履行や遅滞等に起因して行われる市の処分には、一切異議を申し立てません。

以上誓約します。

年 月 日

加 須 市 長 様

住所（所在地）

氏名（名称、代表者氏名）

※ 押印は実印とする

Ⓜ

入札保証金還付請求書

令和7年3月25日執行の市有地の一般競争入札に係る入札保証金の還付について、加須市普通財産売払事務取扱要領第11条第2項の規定に基づき請求します。

1 請求額 金 _____ 円

2 売払物件の所在地 加須市

3 指定口座

フリガナ			
口座名義人			
金融機関	銀 行 金 庫 信 用 組 合 農 業 協 同 組 合		本店 支店
預金種目	普通・当座		
口座番号			

※ 金融機関、預金種目については、該当するものを○で囲んでください。

年 月 日

加須市長 様

請求者 住所 (所在地)

氏名 (名称、代表者氏名)

ⓐ

入札書

(R6-1)

加須市長

様

入札者 住所(所在地)

氏名(名称、代表者氏名)

※ 押印は実印とする

㊟

代理人 住所

氏名

㊟

公告の内容、関係法令、加須市の関係例規及び市有地の売払い一般競争入札実施要領を遵守の上、次のとおり入札をします。

1 売払物件 R6-1(加須市花崎字江橋388番1外1筆)

2 入札金額 金 _____ 円

(注意事項)

- 1 金額は算用数字により記入すること。
- 2 代理人による入札をするときは、参加申込者(委任者)の住所、氏名等を入札者欄に記入し、代理人の住所、氏名を代理人欄に記入してください。押印については入札者欄には押印せず、代理者欄は委任状と同じ印鑑により押印してください。

入 札 書

(R6-2)

加須市長

様

入札者 住所 (所在地)

氏名 (名称、代表者氏名)

※ 押印は実印とする

Ⓔ

代理人 住 所

氏名

Ⓔ

公告の内容、関係法令、加須市の関係例規及び市有地の売払い一般競争入札実施要領を遵守の上、次のとおり入札をします。

1 売 払 物 件 R6-2 (加須市騎西字町並1151番3外2筆)

2 入 札 金 額 金 円

(注意事項)

- 1 金額は算用数字により記入すること。
- 2 代理人による入札をするときは、参加申込者（委任者）の住所、氏名等を入札者欄に記入し、代理人の住所、氏名を代理人欄に記入してください。押印については入札者欄には押印せず、代理者欄は委任状と同じ印鑑により押印してください。

委任状

代理人 住所

氏名

⑨

私は上記の者を代理人と定め、次の土地の売払いに関する入札の一切の権限を委任します。

- 1 売払物件 R6-1（加須市花崎字江橋388番1外1筆）
R6-2（加須市騎西字町並1151番3外2筆）
※参加する物件にしてください。

2 入札年月日 _____年 _____月 _____日

加須市長 様

年 月 日

申込者（委任者） 住所（所在地）

氏名（名称、代表者氏名）

※ 押印は実印とする

⑨

（注意事項）

- 1 委任者の印は実印とし、法人にあってはその権限を有する者の印とする。
- 2 代理人の印は認印でも差し支えないものとする。ただし、別に定める入札書の印と同じ印鑑を押印するものとする。

土地売買契約書

加須市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、土地・建物の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

（売買代金の納入期限）

第3条 乙は、甲が発行する納入通知書により、一括して、令和〇年〇月〇日までに、前条の売買代金を甲の指定金融機関に納入しなければならない。ただし、第6条により契約保証金を売買代金の一部に充当する場合には、売買代金から契約保証金を除いた金額を納入しなければならない。

（違約金の徴収）

第4条 乙は、前条に定める納入期限までに売買代金を納付しなかったときは、納入期限の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額に年10.75%の割合を乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として、金〇〇〇,〇〇〇円（売買代金の10%（100円未満を切り上げた額））を甲の指定する手続により、甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（契約保証金の充当）

第6条 前条第1項の契約保証金は、売買代金の内金として、売買代金の一部に充当することができる。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買物件について次の全ての要件を満たしたときに甲から乙に移転するものとする。

- (1) 売買代金（売買代金の支払が遅延した場合は、違約金を含む。）を完納したとき。
- (2) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第29条の許可を得たとき。
- (3) 農地法（昭和27年7月15日法律第229号）第5条の許可を得、又は届出が受理されたとき。

（所有権移転登記及びその費用）

第8条 甲は、前条の規定により所有権が移転した後、速やかに所有権移転の登記手続を行うものとする。

2 乙は、前項の登記に必要な書類を甲に提出するものとする。

3 前2項の登記に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第9条 甲は、第7条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく、売買物件を現状のまま乙に引き渡すものとする。

（境界の疑義等）

第10条 乙は、売買した土地の引渡しを受けた後、当該土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。

2 この契約について第三者から異議の申立てなどがあつたときは、乙の責任において処理するものとする。

(危険負担)

第11条 この契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、売買物件が面積の不足など本契約の内容に適合しないことに関して、民法（明治29年法律第89号）第562条（追完請求）、第563条（代金減額請求）、第564条（損害賠償の請求及び契約の解除）及び第565条（移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合における追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除）に定める責任を一切負わない。

(用途に関する協議等)

第13条 乙は、この契約の締結後、直ちに売買物件の土地利用計画について、甲及び関係機関と協議し、都市計画法、農地法その他関係法令の手続きを行わなければならない。

2 乙は、この契約の締結から3年以内に、前項の土地利用計画に係る工事を完了しなければならない。

3 乙は、第1項の土地利用計画に係る工事が完了するまでは、売買物件について売買、贈与、出資等による所有権移転をしてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得れば、売買物件の所有権を第三者に移転することができる。

4 乙は、前項ただし書の規定により所有権を移転するときは、この契約に基づく義務を第三者に承継させなければならない。

(公序良俗違反)

第14条 乙は、売買物件を次の公序良俗に反する用途に使用してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体の活動その他これに類する用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する用途

2 乙は、売買物件の利用にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

3 乙は、売買物件を譲渡する場合は、前2項の義務を書面により譲受人に承継させなければならない

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次のいずれかの要件に該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約の各条項に違反したとき。

(2) 乙が、市有地の売払い一般競争入札実施要領に記載された入札参加条件を偽る等、不正な行為により契約を締結したとき。

(3) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき、及びそれらとの関係が特に認められるとき。

2 前項の解除に要し発生する一切の費用は、乙の負担とする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認められたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売場物件の所有権移転登記に係る承諾書を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

第17条 甲は、第15条の規定によりこの契約を解除したときは、第3条の規定に基づき支払った代金を

返還する。ただし、当該返還金には、利息は付さない。

2 甲は、第15条の規定によりこの契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用を返還しない。

3 甲は、第15条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が売買物件に支出した費用、有益費その他一切の費用を償還しない。

(契約保証金の帰属)

第18条 乙が売買代金を完納しないとき、又は第15条の規定によりこの契約を解除されたときは、第5条の契約保証金は甲に帰属するものとする。

(契約の費用)

第19条 この契約に要する収入印紙の費用は、乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第20条 売買物件の所有権の移転があった日以後の売買物件に関する公租公課は、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項について必要があるときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

加須市三俣二丁目1番地1

甲 加須市
加須市長 角田 守良

乙

実印

物件の表示

所在地	登記地目	地積(実測)(㎡)

住宅分譲実績調書

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

No.	所在地	許可年月日・許可番号	面積 (㎡)	戸数 (戸)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

《記入例》

No.	所在地	許可年月日・許可番号	面積 (㎡)	戸数 (戸)
1	加須市三俣二丁目1番地1外5筆	令和6年4月1日 20240001	2.200	4